平成２３年（へ）第２号
福井県坂井市丸岡町西里丸岡第７号９番地５
申立人　オカデン工業こと　岡本祐志夫
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月12日
平成23年５月24日　福井簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ203755
金額　749,940円
支払期日　平成23年７月15日
支払地　福井市
支払場所　株式会社みずほ銀行福井支店
振出日　平成23年４月15日
振出地　福井県福井市
振出人　セーレン株式会社　取締役社長　川田達男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第５号
岐阜県加茂郡川辺町鹿塩1640番地
申立人　安田化成株式会社
代表者代表取締役　安田　昌次
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月８日
平成23年５月25日　安城簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　ＢＣ18342
金額　691,740円
支払人　相生ユニビオ株式会社
支払期日　平成23年７月20日
支払地　愛知県西尾市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行西尾支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　白地
引受人　相生ユニビオ株式会社　代表取締役　村松浩一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第５号
大阪府堺市堺区遠里小野町３丁２番24号
申立人　株式会社ニッカトー
代表者代表取締役　西村　隆
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月１日
平成23年５月24日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＫ81909
金額　632,091円
支払期日　平成23年７月10日
支払地　京都府京都市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行聖護院支店
振出日　平成23年４月10日
振出地　京都府京都市左京区
振出人　株式会社京都タカオシン　代表取締役　高尾　政年
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２３年（家）第２７号
福井県越前市本多２丁目８番23号有賀ガーデンハウス202
申立人　五十嵐千代実
本籍福井県越前市府中１丁目12番、最後の住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平355番地３信越半導体太平社宅Ａ105
不在者　五十嵐哲也
昭和36年６月19日生
公示催告期間満了日　平成23年12月21日
福島家庭裁判所白河支部

平成２３年（家）第３０６号
千葉県旭市イの1310番地15
申立人　加瀬　武司
本籍千葉県旭市仁玉551番地、最後の住所茨城県北相馬郡高須村
不在者　加瀬多喜三
明治37年９月５日生
公示催告期間満了日　平成24年１月31日
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

平成２３年（家）第６２２号
新潟県柏崎市大字平井3072―２
申立人　大矢　富
本籍新潟県柏崎市大字平井3072番地２、最後の住所東京都板橋区中板橋６番３号キクエーハウス202号
不在者　大矢　三郎
昭和26年９月30日生
公示催告期間満了日　平成24年１月20日
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第１７３８号
大阪府大阪市大正区小林東２―２―６―307
申立人　照屋　艶子
本籍大阪府大阪市港区福崎３丁目１番地、最後の住所大阪府堺市中区土師町３丁５―17
不在者　照屋美智子
昭和17年４月28日生
公示催告期間満了日　平成23年12月31日
大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第３２１号
福岡市東区美和台３丁目12番３号
申立人　北代　道子
本籍福岡市東区美和台３丁目12番、最後の住所東京都渋谷区以下不詳
不在者　北代　眞郷
昭和36年８月18日生
公示催告期間満了日　平成23年12月20日
福岡家庭裁判所

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７２号
広島県竹原市吉名町2855番地
債務者　株式会社三宅組
代表者代表取締役　三宅　信彦
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　晃志
４　破産債権の届出期間　平成23年７月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２２号
熊本県荒尾市大島104番地
債務者　合資会社高森商店
代表者無限責任社員　高森　一郎
１　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　晃一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午後２時
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２３号
熊本県荒尾市大正町１丁目３番22号
債務者　高森　一郎
１　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　晃一
４　破産債権の届出期間　平成23年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月８日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第１７２号
群馬県高崎市日高町1086番地６　中村アパート
債務者　三枝孔版社こと　三枝　朗
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　采女　英幸
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７９号
群馬県高崎市山名町1671番地51
債務者　龍見　聖壽
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗原　秀和
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部